

議 事 録	
議 題	戸塚区の福祉保健活動拠点の指定管理者の選定について
日 時	平成17年3月11日（金）午後1時30分から3時まで
場 所	戸塚区役所4階3号会議室
出席者	渡邊委員長（福祉保健センター長）、池田委員（副区長）、比江島委員（担当部長）、宇都宮委員（総務課長）、小野崎委員（区政推進課長）、田中委員（地域振興課長）、山田委員（サービス課長）、田中委員（サービス課担当課長）、白井委員（福祉保健課長） 9名
欠席者	なし
決定事項	・横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者として社会福祉法人「横浜市戸塚区社会福祉協議会」を選定する。
議 事	<p>【提案趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健活動拠点の指定管理者制度の趣旨説明 ・作業部会で実施してきた書類審査、実地検査及び法人ヒアリング等の経過説明 ・作業部会で作成した評価結果（案）の説明 <p>【審議経過】</p> <p>委員：今回の評価には、外部評価を取り入れているのか。</p> <p>事務局：福祉局の今回の外部の考え方は、あくまでも利用者代表という位置づけになっており、戸塚区では、地域でボランティアとして活動し、しかも福祉保健活動拠点を日ごろから利用している人たちを作業部会の外部委員と位置づけ、その評価結果を取り入れました。</p> <p>委員：横浜市では、福祉保健活動拠点の運営管理法人は、全て区社会福祉協議会となっているが、今後、区社会福祉協議会以外の法人が指定管理者となることもあり得るのか。</p> <p>事務局：福祉保健活動拠点は、地域の様々な福祉保健活動を支援し、ボランティアの育成を行うなど地域福祉を推進していくための拠点であり、また、区社会福祉協議会が拠点の設置趣旨を達成する上で最もふさわしい法人と考え、これまで運営管理を委託してきました。</p> <p>福祉局は、今後については、区社会福祉協議会以外の法人に指定することも可能であります。現時点では、区社会福祉協議会が一番妥当であると判断しております。</p> <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>作業部会による評価結果について了承する。</u> ・<u>評価結果に基づいて、現在の受託法人を指定管理者として選定する。</u> <p>【附帯意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定委員会の公正性・公平性・透明性の確保の観点から、次回の選定の際は、選定委員会委員に外部委員を含めることとする。また、併せて外部委員の選出方法や学識経験者等の参加についても検討する必要がある。

資料 特記事項	<ul style="list-style-type: none">・戸塚区における福祉保健活動拠点の指定管理者の指定に関する要綱・戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱・戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者指定基準・選定委員会及び作業部会の委員名簿・評価結果
------------	--